

# 石川県公報

平成 26 年 6 月 25 日 (水曜日)

号 外

(第 57 号)

## 目 次

条 例			
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例 ( 同 )	23
○石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例 ( 同 )	1	○石川県健民自然園条例の一部を改正する条例 (自然環境課)	23
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	5	○石川県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園緑地課)	24

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和三十二年石川県条例第二十八号) の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号から第三号までの規定中「経営対策課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十号

石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例 (平成十七年石川県条例第七号) の一部を次

のように改正する。

第一条中「並びに第二十六条の五第一項、第五項及び第六項」を、「第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十六条の六第一項、第二項、第六項から第八項まで及び第十一項」に、「並びに法第二十六条の五第一項」を、「法第二十六条の五第一項」に改め、「自己啓発等休業」という。)の下に「並びに法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)」を加える。

第十三条を第二十一条とする。

第十二条の見出し中「又は自己啓発等休業」を、「自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改め、同条第一項中「及び自己啓発等休業」を「並びに自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改め、同条第二項中「自己啓発等休業をした期間」を「自己啓発等休業及び配偶者同行休業をした期間」に改め、「あるのは、」の下に「自己啓発等休業については」を、「相当する月数」の下に「とし、配偶者同行休業については「その月数」を加え、同条を第二十条とする。

第十一条の見出し中「自己啓発等休業」の下に「又は配偶者同行休業」を加え、同条中「いう。」の下に「以下次項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 3 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

第十条を第十八条とし、第九条の次に次の八条を加える。

#### (配偶者同行休業の承認)

第十条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

#### (配偶者同行休業の期間)

第十一条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

#### (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第十二条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第十五条において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第十三条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第十四条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第十一条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第十条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第十五条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号）第九条第三号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）第十条第三号の規定による特別休暇を取得することとなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第十六条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第十三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第十七条 任命権者は、第十条又は第十四条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六條の六第七項又は育児休業法」に改める。

第十条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法第二十六條の六第七項又は育児休業法」に改める。

第二十二條第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第三条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第二十条の三 地方公務員法第二十六條の六第一項の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員には、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第三十一号

## 石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第五十七条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に、「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第五十八条第一項第一号ハの表中「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に改め、同項第二号の表中「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に改め、同項第三号の表中「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に改め、同条第二項中「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の二・九」を「百分の四・三」に改め、同項第二号中「百分の三・六」を「百分の四・六」に改め、同項第三号中「百分の五・三」を「百分の六・七」に改める。

第七十五条第一項中「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第二項」に改め、「この項及び次項において」を削り、「第三十九条の二の四第二項」を「第三十九条の二の三第二項」に改め、同条第二項中「人の居住の用に供されたことがある住宅で令第三十七条の十八に規定するもの」を「耐震基準適合既存住宅等(法第七十三条の十四第三項に規定する耐震基準適合既存住宅)」に、「(以下この項において「既存住宅等」という)」を「をいう。以下この項及び第七十八条第二項第四号において同じ」に改め、同項第一号及び第二号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十八条第二項第四号中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十八条の六第一項中「第三十九条の七の二」を「第三十九条の七」に改め、同条第五項中「被収用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に、「第七十八条の六第一項」を「当該不動産が第七十八条の七第二項」に改め、同条を第七十八条の七とする。

第七十八条の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「（同条第一項」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項」に、「第三十九条の六」を「第三十九条の五」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「当該農地保有合理化法人等」を「当該農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第五項中「被収用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に、「第七十八条の五第一項」を「当該不動産が第七十八条の六第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改め、同条を第七十八条の六とする。

第七十八条の四第五項中「被収用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に、「第七十八条の四第一項に規定する譲渡」を「当該不動産が第七十八条の五第一項に規定する不動産」に改め、同条を第七十八条の五とする。

第七十八条の三第五項中「被収用不動産等に代わる不動産」を「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」に改め、「あるのは、」の下に「当該不動産が」を加え、同条を第七十八条の四とする。

第七十八条の二第三項中「前条第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第七十八条の三とする。

5 第七十八条の二第五項の規定は、第三項の規定による還付の申請をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」とあるのは、「当該不動産が被収用不動産等に代わる不動産」と読み替えるものとする。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十八条の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（法第七十三条の二十七の二第二項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した場合

において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。第五項において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十六条第二項及び第三項、第七十七条並びに前条第一項の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

4 第六十八条第八項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

5 第三項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するものであることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 還付を受けるべき金額

三 還付を受けるべき理由

第百三十五条第三項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、同条第五項中「電気を動力源とする自動車由省令附則第五条第一項に規定するもの」を「電気自動車(法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車をいう。)」に改める。

第百四十五条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第二条の三第一項中「第四十条第三項後段(同条第六項から第十項まで)」の下に「及び第十一项(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「受けた同法第四十条第三項」を「受けた同条第三項」に、「公益法人等(同条第六項から第十項まで)」を「公益法人等(同条第六項から第十一项まで)」に、「を同法第四十条第三項」を「を同条第三項」に、「財産(同条第六項から第十項まで)」を「財産(同条第六項から第十一项まで)」に改める。

附則第五条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十条第一項中「百分の五・八」を「百分の四」に改め、同条第二項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改める。

附則第十一条第二項中「又は第七十八条の二第二項」を「第七十八条の二第二項又は第七十八条の三第二項」に改める。

附則第十三条第一項中「(法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)」を削り、「次条第一項及び第二項において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの」を「以下の条及び次条において同じ。)、メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項に規定するメタノール自動車をいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項に規定する混合メタノール自動車をいう。次項において同じ。)」に改め、「電力併用自動車をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百三十五条第二項第一号イ	七千五百円	八千六百元
	八千五百円	九千七百元
	九千五百円	一万九百元
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百元	一万五千元
	一万五千元	一万三千五百円
	一万三千六百元	一万七千円
	一万七千二百円	三万一千二百円
	四万七百元	四万六千八百円
第百三十五条第二項第一号ロ	一万九千五百円	三万三千九百元
	三万四千五百円	三万九千六百元
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千元	五万七千七百円
	五万千円	五万八千六百元
	五万八千円	六万六千七百円
	六万六千五百円	七万六千四百円



第百三十五条第一項第三号イ	七万六千五百円	八万七千九百円
	八万八千円	十万千二百円
	十一万千円	十二万七千六百円
	六千五百円	七千五百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三千円
	一万二千円	一万四千二百円
	一万五千五百円	一万八千円
	一万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千五百円
第百三十五条第一項第三号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	一万五千円	一万二千五百円
	一万五千五百円	一万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五千円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第百三十五条第一項第三号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千五百円	一万六千六百円
第百三十五条第一項第三号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二千円	一万千二百円
	一万六千五百円	一万二千六百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	一万九千五百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五千五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四百円
第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千円	三万六千三百円

	四万千円	四万五千円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万四千四百円
	八万三千円	九万三千三百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	五千円
	六千円	六千九百円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	二万二千円
	二万三千六百円	二万七千円
第百三十五条第一項第五号ニ	二万三千六百円	二万七千円
	二万七千六百円	三万千七百円
	三万六千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
	四万八千円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三千円
	七万四千円	八万九千円
	八万八千八百円	十万二千円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	一万三千円
	一万八千五百円	二万二千二百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	一万三千二百円
	二万五千五百円	二万九千三百円
第百三十五条第二項第一号	三千七百円	四千五百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、四千三百円)
	四千七百円	五千二百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、五千四百円)
	六千三百円	六千九百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、七千二百円)
第百三十五条第二項第二号	五千二百円	五千七百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、六千円)

第百三十五条第三項	六千三百円	六千九百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、七千二百円)
	八千円	八千八百円(前項第五号ホに掲げる自動車にあつては、九千二百円)
	一万二千円	一万三千二百円
	一万四千五百円	一万五千九百円
	一万七千五百円	一万九千二百円
	一万円	一万二千円
	一万二千五百円	一万四千七百円
	一万五千五百円	一万八千円
一万九千円	三万九千九百円	

附則第十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成二十六年分の自動車税に係る第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で、平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
- 一 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四五百円
	一万三千八百円	一万五千五百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	一万五五百円	一万二千五百円
	一万三千六百円	一万五千九百円
	一万七千二百円	一万九千九百円
	四万七五百円	四万四千七百円

第百三十五条第一項第一号ロ	一万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千百円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千百円
	七万六千五百円	八万四千百円
	八万八千円	九万六千八百円
	十一万千円	十二万二千百円
	第百三十五条第一項第二号イ	六千五百円
九千円		九千九百円
一万二千円		一万三千二百円
一万五千円		一万六千五百円
一万八千五百円		一万三万百円
二万二千円		二万四千二百円
二万五千五百円		二万八千円
二万九千五百円		三万二千四百円
四千七百円		五千百円
第百三十五条第一項第二号ロ		八千円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	一万五百円	一万二千五百円
	一万五千五百円	一万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二百円	一万二千二百円
	一万六百円	一万二千六百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	一万九千百円

	三万二千元	三万五千二百円
	三万八千元	四万八千八百円
	四万四千元	四万八千四百円
	五万五五百円	五万五千五百円
	五万七千元	六万二千七百円
	六万四千元	七万四五百円
第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千元	三万六千三百円
	四万千元	四万五千五百円
	四万九千元	五万三千九百円
	五万七千元	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	四千九百円
	六千元	六千六百円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	一万九千三百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
第百三十五条第一項第五号ニ	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千六百円	三万三百円
	三万千六百円	三万四千七百円
	三万六千元	三万九千六百円
	四万八百円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四五百円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千元	九千九百円
	一万八千五百円	二万三百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万千五百円	一万二千六百円
	二万五千五百円	二万八千元
第百三十五条第二項第一号	三千七五百円	四千五百円
	四千七五百円	五千二百円

第百三十五条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円
第百三十五条第三項	一万二千円	一万三千二百円
	一万四千五百円	一万五千九百円
	一万七千五百円	一万九千二百円
	一万円	一万二千円
	一万二千五百円	一万四千七百円
	一万五千五百円	一万八千円
	一万九千円	三万九千九百円

附則第十四条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「次」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「この号」の下に「及び第三項第二号」を、「省令」の下に「附則第五条の二第二項」を加え、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法附則第十二条の三第四項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。第三項第三号において同じ。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が」を「エネルギー消費効率(法附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」が」に、「法附則第十二条の三第四項第四号」を「同号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。以下この条において同じ。)」を、「省令」の下に「附則第五条の二第六項」を加え、同項に次の表を加え、同項を同条第一項とする。

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	一万五五百円	一万五五百円
	一万三千六百円	一万二千円
	一万七千二百円	一万四千円
	四万七百円	一万五五百円
第百三十五条第一項第一号ロ	一万九千五百円	一万五千円

	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万二千五百円
	五万千円	一万五千五百円
	五万八千円	一万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万千円	五万五千五百円
第百三十五条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	一万二千円	一万千円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
第百三十五条第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	一万五五百円	一万五五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二百円	五千五百円
	一万六五百円	一万五五百円
第百三十五条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円

	一万七千五百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五千五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	一万五千五百円
	四万九千円	一万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千五百円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	九千円
	一万三千六百円	一万二千円
第百三十五条第一項第五号ロ	一万三千六百円	一万二千円
	一万七千六百円	一万四千円
	三万千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円
	四万八千五百円	一万五千五百円
	四万六千四百円	一万三千五百円
	五万三千二百円	一万七千円
	六万千二百円	三万千円
	七万四千五百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円



第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千円
第百三十五条第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第百三十五条第三項	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円

附則第十四条第三項中「省令」の下に「附則第五条の二第七項」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条中同項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令附則第五条の二第八項で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車

四 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第六項第四号に規

定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第九項で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第五条の二第十項で定めるものに適合するもの

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百円	四千五百円
	一万九千五百円	五千五百円
	一万三千六百円	六千元
	一万七千二百円	七千元
	四万七千五百円	一万五千円
第百三十五条第一項第一号ロ	一万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千元
	三万九千五百円	一万円
	四万五千元	一万五千五百円
	五万千円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千元
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千元
	十二万千円	二万八千元
第百三十五条第一項第三号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千元
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円

第百三十五条第一項第二号ロ	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
	八千円	二千円
	一万五千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	一万五五百円	五千五百円
	一万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	四万五千円	一万五千円
	六千三百円	千六百円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第百三十五条第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万六五百円	五千五百円
	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千円
	一万二千五百円	六千円
第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円
	一万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五千円	一万三千円
第百三十五条第一項第三号ロ	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
	三万三千円	八千五百円
第百三十五条第一項第三号ロ	四万千円	一万五千円
	四万九千円	一万二千五百円

	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第百三十五条第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円	四千五百円
	二万三千六百円	六千円
第百三十五条第一項第五号ニ	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
第百三十五条第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
第百三十五条第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円
第百三十五条第三項	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円

	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円

附則第十四条第五項中「第二項、第二項(二)を「第二項及び第二項(これらの規定を)」に、「又は第三項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)」を「並びに第三項及び第四項」に、「第十四条第一項から第三項」を「第十四条第一項から第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項(第四号に係る部分に限る。)及び前項」を「第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項」に改め、「平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令」の下に「附則第五条の二第十二項」を加え、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の三第八項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。)を算定する方法として省令附則第五条の二第十三項」に、「第二項第四号」を「第一項第四号」に、「法附則第十二条の三第四項第四号」を「同号」に改め、「次項及び第四項において同じ。)に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率(同条第八項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。）」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第二項中」に改め、「第一項第四号に規定する」を削り、同条中同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第十一項で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年分自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年分自動車税に限り、第一項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五十条、第五十八条並びに附則第十条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第四項及び第六項の規定 平成二十六年十月一日
  - 二 附則第二条の三第一項の改正規定及び附則第二項の規定 平成二十七年一月一日
  - 三 第五十七条第一項の改正規定(「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二

十三第二項」に改める部分に限る。)及び附則第五項の規定 平成二十八年四月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の附則第二条の三第一項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第五条第四項並びに第七条第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第五十条並びに附則第十条第一項及び第二項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 5 改正後の第五十七条第一項(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第二項の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第五十八条の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 7 改正後の石川県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十六年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 8 改正前の第七十八条の五第一項及び第五項の規定は、同条第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法(昭和三十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。)が同法に規定する旧農地保有合理化事業(同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下この項及び第五項において「旧基盤強化法」という。))と、「の実施により令」とあるのは「に限る。)の実施により令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」と、同条第五項中「被収用不動産等に代わる不

動産」とあるのは「当該耐震基準不適合既存住宅が取得した日から六月以内に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第七条の七で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するもの」と、「第七十八条の五第一項」とあるのは「当該不動産が第七十八条の五第一項」と、「農業経営基盤強化促進法」とあるのは「旧基盤強化法」とする。

(自動車税に関する経過措置)

- 9 改正後の附則第十三条及び第十四条の規定は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十二号

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例(昭和四十四年石川県条例第七号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例(以下「旧条例」という)第一条に規定する都市開発区域内において、平成二十六年三月三十一日までに旧条例第二条第一項に規定する工業生産設備を新設し、又は増設した者に対して課する不動産取得税及び固定資産税については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

石川県健民自然園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十三号

石川県健民自然園条例の一部を改正する条例

石川県健民自然園条例(平成六年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「石川県片野鴨池健民自然園(以下「片野自然園」という。)」を「健民自然園」に改める。

第八条各号及び第九条から第十二条までの規定中「片野自然園」を「健民自然園」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 この条例による改正後の石川県健民自然園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による石川県夕日寺健民自然園の指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

##### (経過措置)

3 施行日前において、この条例による改正前の石川県健民自然園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

石川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十四号

#### 石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中央公園の項中「中央公園」を「いしかわ四高記念公園」に改める。

第二条の二の表中「中央公園」を「いしかわ四高記念公園」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。